1953年6月16日　第三種郵便物認可

2021年6月21日（月）　3090号　隔週月曜日発行

民主青年新聞

●ホームページ　www.dylj.or.jp　●Eメール　minsin@dylj.or.jp

見どころ

第二回中央委員会決議　（4、5面）
青年政策提言プロジェクト　結果と概要　（7面）
明日の自分に会いに　看護師　（8、9面）

コロナ危機の今こそ最賃引き上げを

▶米カリフォルニア州ロサンゼルスでの、時給15ドルを求めるストライキ集会・デモ行進

州単位で15ドル（約1600円）以上の最低賃金の実現が加速している米国。運動と政治の力によって最賃を大幅に引き上げてきたことで、社会や青年にはどんな変化が生まれているのでしょうか。米国の労働組合専従者のカリ・トンプソンさんに聞きました。

昨年、安倍晋三前首相は財界の要求に応え、新型コロナ危機を口実に最低賃金抑制を図り、全国平均1円増にとどまりました。しかし、世界的にはコロナ危機だからこそ最賃引き上げの動きが高まっています。米国の運動に関わってきた当事者の話と日本の青年の実態から「今こそ最賃1500円」の意義を考えます。

（塩田悠玄記者）

実態示して反論

―最低賃金が15ドルになっている州での変化は？

最低賃金が引き上げられている地域では、一部の青年労働者は労働時間を短くし、大学などの教育にその時間を充てることができるようになっています。

「Fight for $15」（ファイト・フォー・15ダラーズ、15ドルを目指したたかい）の運動は、最賃引き上げに反対するさまざまな保守的な意見を押し返すという点で非常に成果がありました。組織者たちは、ファストフードなどで働く労働者が、低賃金に苦しみ日々の生活に事欠いている実態（ストーリー）を社会に明らかにしました。「最賃は車の購入や学費をためるための青年労働者が対象の『小遣い稼ぎ』だ」という意見に対しては、最賃水準で働く青年を含む全ての年齢層の労働者が、生活の糧を得るために働いている実態を示し反論してきました。青年労働者が最賃水準で働いていたとしても、それは自分自身、家族や子どもの暮らしを支えるための仕事です。青年労働者がどのような仕事をしていても、生活できる賃金が必要なのです。

ただ、残念なことではありますが、週40時間、時給15ドルで働いたとしても都市部では家賃を賄うことができないという現実もあります。依然として多くの青年が親の住宅に住み続け、計画より長くルームメートと一緒に住むなどの傾向が住宅費の高騰によって顕著になっており、結婚や出産などの人生の選択を遅らせることにつながっています。

法案採択させた運動の力

―「Fight for $15」って？

米国の連邦最賃は現在時給7ドル25セントで、2009年以来変わっていません。20歳以下の青年と学生の労働者は、時給が連邦最賃を下回ってもよいという条項もあります。

「Fight for $15」の運動は12年に、ニューヨーク市で200人余りのファストフード労働者が時給15ドルと労働組合の結成を要求して職場放棄（ストライキ）をしたことが始まりです。

この運動の初期の成果として、13年11月には、ワシントン州のシアトル市郊外のシアトル・タコマ国際空港がある自治体で最低賃金を時給15ドルに引き上げることに成功したことが挙げられます。この引き上げは、労使交渉ではなく自治体議会で投票によって実現しました。

運動は、大都市を中心に進められ、徐々に州全体の運動へと拡大していきました。カリフォルニア、コネティカット、イリノイ、メリーランド、マサチューセッツ、ニュージャージーやニューヨークなどの州で、最低時給を15ドルにする州法が成立していきます。草の根からの運動と労働者の組織化によって、16年の大統領選挙では、連邦最低賃金の時給15ドルへの引き上げが民主党の公約として採用されます。そして19年に、25年までに連邦最低賃金を段階的に時給15ドルに引き上げる法案が米連邦議会の上院では採択されなかったものの、下院で採択されるまでになっています。

最近になって、バイデン大統領は、連邦政府機関とその下請けを含む労働者の最低時給を22年までに15ドルとする大統領令に署名しました。しかしながら、大統領自身と民主党議員の一部は、パンデミックからの経済刺激策の立法化の際に、全ての労働者に適用される最賃を引き上げることには消極的なのです。

最賃水準の仕事が社会支えた

―新型コロナパンデミック下でも、多くの国で最賃を引き上げる傾向にある？

パンデミックの下で、食品店や病院の清掃、配送など最低賃金水準で働く多くの労働者に、支えられているということが分かったと思います。また、労働者の中でも仕事の価値に対する認識が、パンデミック前よりも深まりました。さらに、多くの低賃金労働者が、感染リスクにその身をさらすほどの賃金を払われていないことと、最賃水準では労働者にとって魅力的でないことに気がついています。こうしたことも「賃金を引き上げなければ」という圧力になっています。

米連邦政府は失業手当や、パンデミック対策として経済刺激策（給付金）を拡大しましたが、決して十分とは言えません。休業した労働者を職場に戻す政策には、最賃の引き上げが必要になるのです。

―労働運動に関わる中で青年にはどんな変化が？

「Fight for $15」の運動によって、生活できる賃金とは何か、労働者の無制限の搾取を避けるという最低賃金の目的は何なのかという議論が活発になったと思います。今、青年たちは大企業の経営者があれほどの金を稼ぐ一方で、そのような企業のビジネス展開のために自分たち労働者がなぜ苦労しているのかと問うようになっているのです。

もともとの運動のスローガンは「時給15ドルと組合結成のたたかい」でしたが、「組合結成」が欠けることがありました。しかし今、米国の多くの労働組合が労働法改正を求めて運動するようになり、青年の中に「労働組合が必要だ」という考えが支持されるようになっています。青年労働者はより良い労働条件を享受すべきであり、それを目指してたたかわなければならないという意識を強くしています。

昨年からの米国における（BLMのような）人種的正義を実現する運動で、青年は中心的な役割を果たしています。運動に参加する青年たちは、構造的な人種差別と有色人種の人々の経済的な機会が欠けていることを明確に結びつけて考えています。差別を終わらせ、最賃の引き上げを含む生活水準の引き上げを求める共通の課題に、全ての労働者が団結しようとしている非常に重大な時期を迎えていると思います。

米電気機械無線労働組合（UE）教育担当兼国際戦略局長　カリ・トンプソンさん

UEは最低賃金15ドルを求める団体「Fight for $15」の運動も支援している。カリさんは現場で7年の組合活動を経て、2013年から労組専従。

発行所
日本民主青年同盟中央委員会
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-20-2
電話(03)5772-5701　FAX(03)-5772-5702

日本民主青年同盟中央機関紙

定価（税込み）月680円　〒130円　1部340円
郵便振替00180-4-106690